

鷹司家所蔵「淡海公御影」について

多川文彦

一、はじめに

藤原不比等は乙巳の変で大化改新を果たした中臣鎌足（藤原鎌足）の次子として誕生した。鎌足が薨去する直前、「藤原」の姓を天皇から賜り、その後は不比等が受け継ぎ、草壁皇子から「黒作懸佩刀くろつくりのかずはきりたち」の下賜、持統天皇との盟約等によって覇権を強め、律令国家の形成に大きく寄与し、平城遷都を行うなど精力的に活動する。そして、後の摂関政治掌握の原型を作ったことから、実質的な「祖」に近い存在として名を留めた。また、父・鎌足が発願・造立した釈迦如来像を妻の鏡大王が山階寺に安置、その後、飛鳥の厩坂寺に移動させ、不比等は平城遷都と共にその勝地として寺を現在の地に移した。「興福寺」

と名付け、その中心に金堂（現在の中金堂）を建立する。その意味で不比等は興福寺にとって「本願」の位置付けとして重要視される人物である。没後四十年の節目に、近江国十二郡をもって「淡海公」に封じられた。実際、興福寺の堂塔や子院などの縁起などを記録する『興福寺流記』において「淡海公造立の所也」と明記される。

一方、不比等が政界での動きを活発させ、その業績は『日本書紀』や『続日本紀』などによってうかがい知れるが、生涯を詳らかに記す史料は、藤原仲麻呂による『藤氏家伝』の別伝に添えられていたとするが現存していない。そのためか、不比等というと養老律令の編纂者としての印象のみに留まることも少なくない¹⁾。

令和元年から翌年にかけて、不比等の御遠忌一三〇〇

年ということにちなみ、興福寺や春日大社などにおいて法要や神事が執行された。興福寺を会場にした際、不比等の肖像を中金堂須弥壇の中央に奉懸し、興福寺と春日大社の出仕により、神仏習合の御遠忌法会が厳修された。その前後の一定期間、所蔵者のご高配を賜り、肖像を熟覧する機会があった。本稿では、現存作例が極めて僅少である「不比等が単独で描かれる肖像」をめぐって、周辺史料の整理を兼ねて、若干の考察を試みる。

二、鷹司家所蔵の「淡海公御影」

現存する作品の中で不比等の肖像・影像をうかがい知れるものは「大織冠像」【図①】、または「多武峰曼荼羅」の名で知られる絵画作品中に描かれる不比等の姿である^②。当作品は父・鎌足を中心に、長男の定恵と次男の不



図① 大織冠像 全図
(奈良・興福寺蔵)

比等を三尊形式に描かれるものであるが、黒田智氏の指摘にあるように、鎌足像に二子を描き加えた当初、鎌足とは別に定恵を単独像として描かれていた動きがあり、その後、ある時期から鎌足像に取り込まれたとされる^③。定恵は鎌足の長男で、頭脳明晰な点から早くに出家、入唐して仏教を学ぶ。帰国した後は鎌足の没後にその遺骸を多武峰に移して妙楽寺を開き、十三重の塔婆を談山神社とした話が伝わるが、その後若くして薨去する。ここで重要な点は『多武峰略記』の記載より、現在は残されていないが定恵の影を描く行為はあったという黒田氏の指摘である。一方、次男の不比等は、その名声とは裏腹に、単独で肖像を描いた作品や、文献史料による伝承があまり見られない点が特色の一つとして挙げることが出来る。冒頭にて触れたように不比等が天皇家との関係を強化し、藤原氏の繁栄地盤を築いたものの、大織冠像・多武峰曼荼羅に描かれる不比等の姿は、半跏像ではない点を除いて中央に描かれる鎌足の姿そのもので殆ど差異が無く、黒田氏の言葉を借りれば「鎌足像のミニチュア」と言える図像である【図②】。

多武峰曼茶羅（大織冠像）の如く群像形式と異なり、不比等を単独で描く現存作例は極めて少なく、京都大学

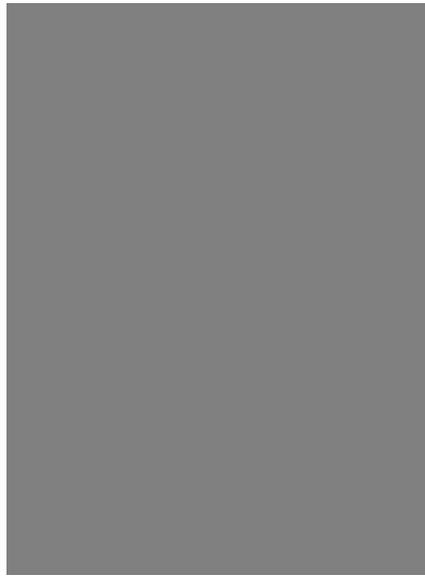


図② 大織冠像 不比等部分

総合美術館や東京国立博物館『古画類聚』所収の九条家本の写しが知られている程度である【図③】。本稿において取りあげる作品は、鷹司家が所蔵する「淡海公御影」（以下、本図と明記）と称する一幅の軸である【図④】。淡海公、つまり藤原不比等の肖像を描いたものである。箱蓋の表書には御影の名の下に「巨勢公望筆」の墨書があり、裏書は無く、箱内部・裏面にも墨書等は見られな



図④ 淡海公御影 全図（鷹司家所蔵）



図③ 淡海公之真（東京国立博物館蔵）

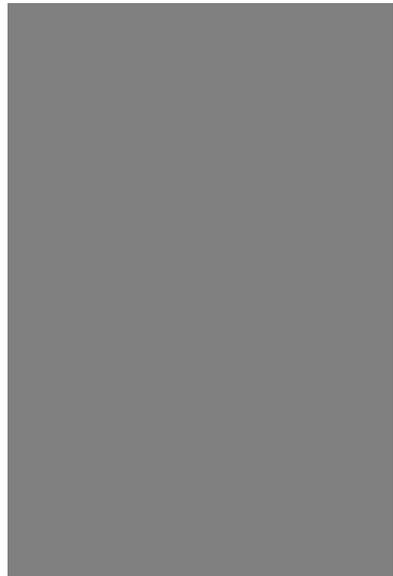
い。

軸装で絹本着色。法量（単位センチ）は縦が一四八・五、横が七四・六と比較的大きく、絹は表裏ともに接ぐことなく一枚絹を使用する。絹糸は横糸が太く、縦糸がやや細い。御簾を丸め上げ、戸張で荘厳されるが、多武峰曼荼羅のような後壁の装飾は施されない。中央に佇む不比等は、京都・神護寺の「伝源頼朝像」や和歌山・満願寺の「鳥羽天皇像」など、多くの肖像画に散見する大紋高麗縁の上畳に足裏を合わせて坐す。体軀を左向き（画幅向かって右方向）に描き、垂纓冠を被り、縫腋の袍で身を包み、腰には飾太刀、表袴には唐草団文、下襲の裾は菱文を散りばめ、短く描くことよってバランスを保たせ、平緒は群青の彩色を施す。袍の衣文は金泥で流麗に筆を走らせることにより立体感をもたせている。首元にある下襲の朱や袍の黒など、裏彩色を巧みに使い、像主の身体性に力強さを感じる作品である【図⑤】。

顔貌は筆勢のある輪郭線を引き、弱めに打ち込み、中程に膨らみを持たせる。顎く首にかけての線によりやや体格の良さをうかがわせる。髪を生え際を表す柔らかに

も精緻な筆で表し、眉や顎・口周りの髭は極細の墨線で毛描するが、一部白髪部分を交らわせる。この点からも齢を重ねている様子うかがわれる。鼻梁はあまり高く表さず、ほうれい線を入れる。やや小ぶりの唇は朱の彩色がやや剥落しつつも、上唇には淡く暈しを入れて立体感をもたせている。以上の表現から、中世肖像画としての作風を十分に有する貴重な作例である【図⑥】。

本図を考える上で、特に姿態に注目すると、笏を持つ姿と組み合わせから、種々描かれる「束帯天神像」を思



図⑤ 淡海公御影 拡大

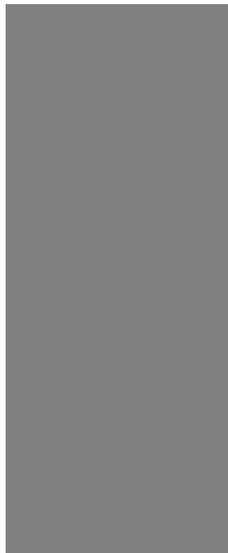
わせる雰囲気がある。「根本御影」と称される京都・北野天満宮の「束帯天神像」【図⑦】は、笏を持って上昼に坐し、畏怖される火雷神としての性格を描く中世肖像画の代表作例の一つである。構図は本図との近似性が多く認められ、本図制作にあたって参考にした可能性を視野に入りたい。ただし、本図に描かれる表情は束帯天神と異なり、その柔和な顔つきから怨霊神的なイメージは看取できない。むしろ持統天皇との盟約関係を成し遂げ



図⑥ 淡海公御影 顔部分

る、大臣としての強かさを感じ取れる。いずれにせよ、藤原氏の実質的な祖としての威厳を十分に感じさせられる構図である。一方、御簾などの色使いや文様の表現等を考慮すると、中世の早い時期まで遡るとは言い切れず、総体的に捉えると、制作年代は室町時代後期を想定したい。^④

さて、先述したとおり、本図の箱書などは最低限の情報だけの墨書が記されるのみであるが、同箱の中に本図とは別の小さな軸が収納されており、本図を修理した事情を記す。その小軸には紙地の見返しの後に、おそらく御影本紙と同じであろう絹を使用もしくは切り取って銘が貼り付けられ、その後、続けて紙地に文政七年（一八二四）の年紀がある「巨勢公望所描」という題の



図⑦ 束帯天神像
(京都・北野天満宮蔵)

関白花押付き文書が記される。絹地に記された銘は以下の通りである。⁵⁾

淡海公御影者 巨勢公望筆

延文二年丁酉八月日此影像破損之仰表背師奉修補令

秘蔵者也

賢観 謹之敬白

「巨勢」の姓は平安時代（九世紀）の宮廷絵師であった巨勢金岡を祖とする一族であることは夙に著名である一方、金岡の生没年ならびに宮人・絵師としての経歴など、不明な点が少なくない。金岡が描いたとする作品も残存せず、現在では『菅家文章』や『江家次第抄』、『扶桑略記』などに記される画業程度しか判明していない。

一方、巨勢一族については興福寺の門跡・大乘院の尋尊が記した『大乘院寺社雜事記』にはその系図が記されており、巨勢公望なる人物は祖である金岡の次に記される。⁶⁾ この系図が後の時代の日記に記されている理由は既に指摘されているように大乘院系絵所の吐田筑前法橋長

有が、山城狛野庄（当時の興福寺領）の椿井懷尊より言い掛かりをつけられたことが発端である。この内紛が鎮まった後の文明四年（一四七二）十二月に改めてこの系図を提示し、吐田の主張が興福寺として十分認められるものであると主張する。このような経緯のある稀有な系図であるのだが、金岡の次に「公忠」の名と並列で「公望」の名があり、系図を辿ってみると「公茂」と「公望」は同も登場する。宮島新一氏はこの「公茂」と「公望」は同一人物と捉えられている。⁷⁾

やや迂遠になったが、本図が巨勢公望の筆とする確たる証拠は、出生年代が不明ながらも、おそらく生存したであろう平安時代まで遡るものではないことは作風などを鑑みても一目瞭然である。延文二年（一三五七）に修繕を施したことは文政七年の「所描」にも記されるところだが、あくまで本図の作品様式を考慮すると、室町時代の制作と考えるのが穏当であろう。比較対象となる作例も極めて少なく、また、現存する不比等像の表現もそれぞれ全く異なることから、この点は後考の課題としたい。

三、文献にみる淡海公

さて、藤原氏の祖として、また興福寺の本願として尊崇された不比等（淡海公）の生涯は、冒頭で述べた通り『日本書紀』や『続日本紀』などの六国史、その他『尊卑分脈』所収の不比等伝や『公卿補任』、『帝王編年記』などによって随処の業績などが垣間見えるのみで、人柄や性格を示すような記述はあまり見当たらない。その意味でその姿を残す「淡海公御影」の存在意義は非常に大きい。

興福寺の本願としての不比等といえ、飛鳥の地から現在の地へ寺地を移し、興福寺の礎を築く。『興福寺流記』によると、「元明天皇代和銅三稔^{〔7〕}。歳次庚戌。淡海公所造立也」として中金堂院を構築していく^{〔8〕}。その他に『七大寺巡礼私記』や『諸寺縁起集』、『興福寺濫觴記』などにおいてもほぼ踏襲して記載される。また、不比等薨去後について、追善のために元明太上天皇の発願により長屋王に命じて北円堂を建立させている。こちらにも『興福寺流記』によると「為淡海公忌日。造立之。八月三日。」

と記載され、一周忌に間に合わせる形で異例のスピードで造立させる。境内西端に佇む北円堂は斜面の上にとびえたち、当時は平城宮を一望出来た場である。この点からも不比等に対する姿勢がうかがわれる。

一方、法相宗の宗祖とは別に、本願としての命日法要（供養）はどのような規模で行われていたのだろうか。この点について古記録・文書類から一瞥してみよう。内閣文庫に所蔵される『興福寺年中行事』によると、命日である八月三日の項目に次の記載がある^{〔9〕}。

本願淡海公御忌日 贈大政大臣不比等大織冠二男

講堂辰初點各可令出仕 別会五師殊早參相具廻請

諸僧皆參之後 講読師登高座

朝座 梵網經 唄 散華三段 次講問

夕座 法華經 講読師登高座 唄 散華中段 次講問

次呪願三礼 次唄礼師 立正面始八名經 諸僧行道

後唄了 退散了

本願としての命日法要として、朝座・夕座の二度にわたって、興福寺の講堂にて論義法要が行われていたことは興味深い。以下、当時の日記・記録類より、淡海公忌日法要の記録を抽出してみるが、おそらく不比等の肖像を奉懸して論義法要を厳修したと推察される。

①『大乘院寺社雑事記』^⑩ 康正二年（一四五六年）八月三日
日

本願淡海公御忌日於講堂始行、廻請加判事予上洛之日於南都加判了、代官事同供目代ニ仰付了

②『大乘院寺社雑事記』 康正三年（一四五七年）八月三日
本願御忌日於講堂始行之、寺務代官供目代、御布施物則供目代請之

③『大乘院寺社雑事記』 長祿二年（一四五八年）七月二十二日

来八月三日本願淡海公御忌日廻請持参、加判了、代官之事任例仰付供目代了、

来三日以仏聖鐘可被集会講堂矣

奉唱 八月三日御忌日請僧事

奉講梵網經朝座、法華經第一卷暮座

前大僧正 薬師寺前大僧正

法隆寺前大僧正 一乘院前大僧正

長官前大僧正奉 法華寺僧正

清水寺僧正 喜多院僧正

權長官權僧正 呪願延賢房法印

三礼 弁法印 唄善定房法印權大僧都

唱礼 長延房法印 散華舜長房法印

竹林院法印權大僧都 読師侍從權大僧都

暮座講師春聖房擬講 朝座講師俊深大法師

暮座問者定清大法師 朝座問者清憲大法師

右依例奉唱如件、

長祿二年七月日 別会五師英深

長官前大僧正法印大和尚位（花押）

權長官權僧正法印大和尚位

件供祈ハ越前国木田庄所当之綿也、自給主東北院引之、於寺務分者代官供目代ニ給之者也

興福寺の典籍文書には天正十年から二十年にかけての『淡海公御忌日請定』が収蔵されている^①。差出として「長官僧正法印大和尚位（花押）」が記され、端裏には次のように記される。

寺務東北院兼深 権別当東林院孝誓

淡海公御忌日廻請 天正十七年己丑八月三日（第

二度目）別会五師寛尊

書状の冒頭には、「来三日以仏聖鐘可被集會講堂」と記し始め、続く文は先の③と同形式の廻請が記される。廻請の体裁は各年、形式はほぼ変わらないが、実際に残る請定には各僧の名の下に「奉」の字が記されているものと何も記されないものがあり、当時の在り様がうかがわれて興味深い【図⑧】。

④ 『多聞院日記』^② 天文八年（一五三九）八月三日

今日淡海公御忌日、仏地院遅参ニテ夜明了トテ、殊



図⑧ 淡海公御忌日請定（奈良・興福寺蔵）

之外腹立共也云々、七之過程ヨリ各々出仕歟、論義ハ弥勒成仏経・大乘経歟（傍に「ミロク成仏経ノ問答也」の記載アリ）論第九卷 五篇戒也云々

⑤ 『多聞院日記』天文十一年（一五四二）八月五日

昨日淡海公御忌日於講堂在之、供目代ハ必寺務代ニ出仕シテ布施ヲ取ト云々、エシラレスシテ不参、雖然従別会宝光院以故実分捧物五帖被送了

⑥ 『多聞院日記』天正五年（一五七七）八月五日

三日淡海公御忌日へ出了、付衣、白五帖、朝座講師南井坊、表白在之、梵網経得ン義、

夕座講師予、法華唯識、表白ハ無之

淡海公の忌日供養を執行した興福寺の講堂は、従来種々の論義問答を中心とする規模の大きい法会を厳修する会場として機能しており、やはり「本願」としての不比等を顕彰する空間として適した場での法会であったことは想像に難くない。また、朝座／夕座と二度にわたる講問論義が行われており、維摩会や慈恩会などの如く、法会に対峙する僧侶の学識が試される場であったことも想像できよう。例えば『春日権現験記絵』巻十に記される永超僧都の姿は、法会の朝座に出仕後、夕座までの間に「打ち休む事もなく、法服を着ながら僅かに袈裟ばかりを脱ぎて、灯を掲げて書籍に向かひけり」と学問探求に対するストイックな姿を述べ、その後講師の座を得たことを記す¹³。淡海公の忌日供養に関する「次第」こそ現存していないが、当時の学侶にとって格別な法会の一つであったことが推察される。一方、④を記した多聞院英俊が、同法要に際し仏地院の遅刻によって法会が明け方まで要したことに腹を立てたことを記録する。単なる個

人的な心情なのか、それとも法会の重要性を示唆するものか、真実は読み取りにくいだが、少なくとも法会の位置づけがうかがわれる一文であろう。

⑦『蓮成院記録』¹⁴天文二年（一五三三）八月

来月三日 淡海公御忌日廻請之事、廿八日吉日之間相成了、正権御判之事、堂達仁下知了、其後闕請礼、諸役者役宛札押奉取畢、御布施物事、本式呉綿、二百両、越前国木田庄上分、納所東北院、旧記云、政所十五両、供目代堯専、権政所十二両、胤英、法印各十両、僧都十両、律師九両、已講八両、成業七両、二人講師加分各三両、二人問者加分各二両、算主五両、堂達三両、上分一両、諸進二両

送状案文

奉送 八月三日御忌日御布施事

合呉綿二百両者、

右木田庄沙汰任例奉送如件、

応永廿七年八月一日 法印

請取案文

謹請取 八月三日御忌日吳綿事

合二百両者、

右謹請納之状如件、

応永廿七年八月 日 別会五師顕融

(中略)

八月三日淡海公御忌日吳綿自越前国無運上之間、既御忌日及闕怠間、自唐院奉行所、公物以被償二貫文到来、杉原百帖召寄一帖別廿文ツツ、支配了

⑧『蓮成院記録』天文二年(一五三三)十二月

三箇御忌日 御忌日房前 四月十七日 光明皇后

六月七日 淡海公八月三日

鈍色紫甲、法印僧綱、成業鈍色青甲、已講鈍色櫛、講師已講役法服櫛、寺務代供目代也、鈍色青甲、権別当代同上

⑨『蓮成院記録』天正十七年(一五八九)八月

八月三日淡海公御忌日廻請去廿九日堂達方へ渡畢、則正権御判被加之間、押札相調奉可取之由申付了、

并高山十講廻請此次二可給之由雖申、下行米于今不相渡之間、職中へ令談合、以其上廻請可認由申、先堂達返了、三輩衆へ書状遣了

⑩『蓮成院記録』天正二十年(一五九二)六月

八月三日淡海公御忌日如先規執行畢、捧物者従奉行所到来次第可有支配者也

⑪『蓮成院記録』慶長九年(一五九七)六月

八月三日淡海公御忌日執行畢

⑨と⑩については、先に見た『淡海公御忌日請定』の廻請が現存し、当時の状況が一段と判明できる。また、⑧にある『蓮成院記録』天文二年の記録に、「三箇御忌日」として光明皇后と藤原不比等、そして不比等の子息である房前の三名を挙げている点も興味深い。内閣文庫蔵『興福寺年中行事』四月十七日条に「三侯戸御忌日事」と題された部分に、淡海公御息贈正一位左大臣房前の供養の仔細を、また、六月七日条には「光明皇后御忌日事」と

- 上田正昭『藤原不比等』（朝日新聞出版、一九七六年）、土橋寛『持統天皇と藤原不比等―日本古代史を規定した盟約』（中央公論新社、一九九四年）、高島正人『藤原不比等』（吉川弘文館、一九九七年）、倉本一宏『藤原氏―権力中枢の一族』（中央公論新社、二〇一七年）などを参照。
- (2) 展覧会図録『大和の神々と美術―談山神社の名宝―』（奈良国立博物館、二〇〇四年）、『藤原鎌足と阿武山古墳』（高槻市立今城塚古代歴史館・高槻市立しろあと歴史館、二〇一八年）などを参考。
- (3) 黒田智『中世肖像の文化史』（ベリかん社、二〇〇四年）。以下続く黒田氏の指摘は全て本書に拠る。
- (4) 肖像全般については、白畑よし『肖像画』（日本の美術・第八号、至文堂、一九六六年）、宮島新一『肖像画』（吉川弘文館、一九九四年）、村重寧『天皇と公家の肖像』（日本の美術・第三八七号、至文堂、一九九八年）、『中世絵巻と肖像画』（日本美術全集・第八巻、小学館、二〇一五年）などを参照。
- (5) 紙本部分に記される「巨勢公望所描」と題する部分には以下の文が記される。「淡海公真像一幅益賢観之家藏而延文所修補也今茲偶獲千某家不堪欣慕命裝飾冀永伝於末裔也為後徵賢観之書亦別作一卷聊書其援云 文政七年甲申八月朔日 関白（花押）」
- (6) 森末義彰『中世の社寺と芸術』（畝傍書房、一九四一年）
- では、本系図の妥当性について論じる。
- (7) 宮島新一『宮廷画壇史の研究』（至文堂、一九九六年）
- (8) 『大日本仏教全書』興福寺叢書第一（仏書刊行会編）。以下、同書より引用。
- (9) 内閣文庫本『興福寺年中行事』は大和文化研究会による『大和文化研究』百十二号より五回にわたって翻刻が掲載される。本稿も当翻刻を引用した。
- (10) 以下、『大乘院寺社雑事記』は角川書店刊行本を引用した。
- (11) 興福寺典籍文書第二十九函に収蔵。
- (12) 以下、『多聞院日記』は臨川書店刊行本（増補続史料大成）を引用した。
- (13) 詞書は中央公論社・続日本絵巻大成本（小松茂美編）による。「春日権現験記絵」ではその後、永超僧都が春日明神を正面から向き合つて拝することが出来ないことを嘆くと、春日明神から「いまだ真実の分離の道を求めていない」として顔を見せられないといったエピソードを続ける。
- (14) 以下、『蓮成院記録』は臨川書店刊行本（増補続史料大成）を引用した。
- (15) 拙稿「興福寺藏『明治二十四年九月調 諸堂勤行年中行事』」（『奈良学研究』第二十一号、帝塚山大学奈良学総合文化研究所、二〇一九年）にて紹介した史料では、八月三日条に「淡海公御忌日修之」とあり、寺務

所の広間で厳修した由の記載があるが、実際いつまで
厳修され続けていたかは不明である。(現在も年中行
事としての執行は無く、厳修されていない)

【図版出典】①②飛鳥園提供、③『古画類聚』東京国立博物館
イメージアーカイブ Image: TNM Image Archives、④⑤飛
鳥園提供、⑥筆者撮影、⑦北野天満宮提供、⑧筆者撮影

【付記】「淡海公御影」の熟覧ならびに撮影・掲載にあたっては
鷹司尚武氏（神社本庁統理）のご高配を多分に賜りました。ま
た、作品熟覧・本稿執筆に際して黒田智氏（金沢大学）、谷口
耕生氏（奈良国立博物館）にご助言を賜りました。末筆ながら
深謝いたします。